

○鈴鹿工業高等専門学校特別聴講学生規則

平成17年3月7日  
規則第82号

鈴鹿工業高等専門学校特別聴講学生規則

(趣旨)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校学則(平成16年学則第1号)第60条第4項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 特別聴講学生として入学することができる者は、相互単位互換協定を締結している高等専門学校又は大学(以下「協定校」という。)に在学している者とする。

(入学の時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所定の特別聴講学生入学願書を所属する協定校(以下「当該協定校」という。)を通じて授業開始3週間前までに校長に願い出なければならない。

(入学許可)

第5条 特別聴講学生の入学許可は、教務委員会又は専攻科分科会の議を経て、校長が許可する。ただし、学生の授業に支障を来たすおそれがある場合には、許可しないことがある。

2 前項の入学許可をしたときは、速やかに当該協定校を通じて、その特別聴講学生に通知するものとする。

(履修科目)

第6条 特別聴講学生が履修できる科目は、実験、実習又は実技を伴う科目を除き、本校の第4学年以上に開講されている科目及び専攻科で開講している科目とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、協定書の定めるところによる。

(成績評価及び単位の認定)

第8条 特別聴講学生に係る成績評価及び単位認定は、本校の定めるところによる。

2 前項の単位認定を行った場合には、速やかに当該協定校を通じて、その特別聴講学生に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学則等諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

所定の様式（第 4 条関係）

特別聴講学生入学願書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

高専・大学名

学科・専攻名

学年・年次

氏 名

下記により特別聴講学生として入学したいので、許可くださるよう関係書類を添えて  
お願いします。

記

1 履修期間 年 月 日～ 年 月 日

2 履修科目

・科 目 名

・単 位 数

3 履修の目的

所定の様式（第5条関係）

年 月 日

〇〇〇 校長（学長） 殿

鈴鹿工業高等専門学校長

特別聴講学生の入学許可について（通知）

このことについて、下記のとおり特別聴講学生として入学を許可しましたので通知します。

記

1 履修期間 年 月 日～ 年 月 日

2 履修科目及び単位数

- ・ 科 目 名
- ・ 単 位 数

3 特別聴講学生

- ・ 高専・大学名
- ・ 学科・専攻名
- ・ 学年・年次
- ・ 氏 名

所定の様式（第8条関係）

年 月 日

〇〇〇 校長（学長） 殿

鈴鹿工業高等専門学校長

特別聴講学生の単位認定について（通知）

このことについて、下記のとおり単位を認定しましたので通知します。

記

1 履修期間 年 月 日～ 年 月 日

2 履修科目及び単位数

- ・科目名
- ・単位数

3 特別聴講学生

- ・高専・大学名
- ・学科・専攻名
- ・学年・年次
- ・氏名
- ・成績評価

（参考）成績評価基準

- ・優（100～80点）、良（79～65点）、可（64～60点）、  
不可（59点以下）